

第8回京都市奨学金等返還事務監理委員会

日時：平成24年11月20日（火）
午前10時00分から正午まで
場所：本庁舎 1階 F会議室

次 第

1 開 会

2 議事等

(1) 報告

- 奨学金返還事務の取組状況について
- 奨学金等の返還請求訴訟の状況について

(2) 意見聴取

- 返還免除判定の基準となる年額算定における特例的な取扱いについて
- 履行延期（返還猶予）における特例的な取扱いについて
- 平成24年度における裁判手続の実施について

(3) その他

(添付資料)

- ・ 奨学金返還事務の取組状況（平成24年9月末日現在）（資料1）
- ・ 地域改善対策奨学金等の返還請求訴訟の状況（資料2）
- ・ 返還免除判定の基準となる年額算定における特例的な取扱い（資料3）
- ・ 地方自治法施行令第171条の6の規定に基づく遅行延期（返還猶予）
における特例的な取扱い（資料4）
- ・ 平成24年度における裁判手続の実施について（資料5）
- ・ 第7回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項（資料6）
- ・ 第7回京都市奨学金等返還事務監理委員会議事録（資料7）

奨学金返還事務の取組状況（平成24年9月末日現在）

1 平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況

(1) 借受者別の返還に関する手続の状況

区分	借受者	①免除中	②猶予中	③返還請求	内訳		
					④返還済(注1)	⑤23年度未手続	
						滞納(注2)	滞納なし
人数	1,404人	1,212人	41人	151人	71人	80人(注3)	—
構成比	(100.0%)	(86.3%)	(2.9%)	(10.8%)	(5.1%)	(5.7%)	—
(内返還請求)	—	—	—	(100.0%)	(47.0%)	(53.0%)	—

(注1) 返還済とは、奨学金の全額を返還した者又は平成23年度返還分（納期は平成23年10月1日～平成24年10月1日）までが完納の者である。

なお、本来の履行期限は各年の9月末日であるが、平成24年9月30日が休日であるため、金融機関の翌営業日の10月1日を履行期限とした。

(注2) 現在、免除の適用を受けている者で、過去の滞納分について分納誓約により返還中の者等（19人）は含んでいない。

従って、実際の滞納者総数は80人に19人を加えた99人である。

(注3) 平成23年度返還分から新たに滞納となった者は39人であり、平成22年度以前返還分の滞納者は41人である。

滞納がある者80人の内訳

- ・ 返還見込 31人
- ・ 相談中（返還手続中） 13人
- ・ 所在不明 4人
- ・ 裁判手続着手 2人（民事訴訟2人）
- ・ その他 30人（うち おおむね拒否13人）

(2) 平成23年度返還分（納期：平成23年10月1日～平成24年10月1日）に係る免除、猶予及び返還請求の状況

返還年度	要対応件数	猶予	免除	返還請求	収入	
					収入	未収入
23	1,718件 (100.0%)	44件 (2.6%)	1,511件 (87.9%)	163件 (9.5%) [100.0%]	71件 (4.1%) [43.6%]	92件 (5.4%) [56.4%]
	129,007千円 (100%)	2,187千円 (1.7%)	116,033千円 (89.9%)	10,787千円 (8.4%) [100.0%]	4,889千円 (3.8%) [45.3%]	5,898千円 (4.6%) [54.7%]

(注) 高校奨学金・大学奨学金をそれぞれ1件としてカウントしている。

【返還猶予の内訳】

- 在学中のため 36件
- 収入の大幅な減少のため 5件
- 長期不在のため（注） 1件
- 所在不明であったため 2件

- 特別な事情 0件
(注) 海外転出による長期不在のため、猶予決定したものである。

【返還免除の内訳】

- 死亡のため 0件
- 障害のため 0件
- 所得が基準以下のため 1, 511件

【履行期限の延長の状況】・・・上記「返還請求163件」の内数

- 所得が基準以下のため 15件(13人)
- その他特別な事情等 0件

(3) 督促・催告等の実施状況

平成19～22年度返還分について、履行期限経過後も返還手続が完了していない借受者51人(平成24年3月末日時点、裁判着手対象者2人を除く。)のうち、相談中等の者を除き、次の通り督促及び催告を実施した。平成24年9月3日の催告実施後の滞納者数は39人である。

ア 督促・催告の実施(新規滞納分)

平成23年9月末日の履行期限が経過し、新たに滞納となった平成22年度返還分の滞納者に対して、次の通り督促及び催告を実施した。

発行日付	区分	合計	相談中	督促	催告	督促・催告後の返還手続等(注)
6月1日	対象借受者(人)	7	6	—	1	1(-)
	うち保証人請求(人)	1	—	—	1	
9月3日	対象借受者(人)	6	2	1	3	2(2)
	うち保証人請求(人)	1	—	—	1	

(注) 相談中等により催告書を送付しなかった者が手続した場合を含んでおり、()内が督促・催告の実施後に手続をとった者の人数である。

【督促・催告後の返還手続の内訳】

督促等発行日付	手続済件数	内訳		
		滞納金完納	分納誓約等	猶予(特別な事情等)
6月1日	1	—	1	—
(うち相談中分)	(1)	—	(1)	—
(うち督促分)	—	—	—	—
(うち催告分)	—	—	—	—
9月3日	2	2	—	—
(うち相談中分)	—	—	—	—
(うち督促分)	—	—	—	—
(うち催告分)	(2)	(2)	—	—

イ 特別催告等の実施

平成24年3月末日の滞納者51人（裁判手続着手対象者2人を除く。）のうち、新規滞納者（7人）を除いた44人について、所在不明、相談中の者を除く、4回以上催告を行っても返還に応じなかった滞納者に対し、以下の内容の特別催告を実施した。

また、相談中のため、督促及びその後の4回以上の催告を実施していなかったものについて、手続の進ちよくなかったため、督促及び催告（3回目等）をそれぞれ実施した。

（特別催告の主な内容）

- ・ 京都市が平成24年4月から裁判に着手していること。
- ・ 滞納が続けば、法的措置が採られることとなること。
- ・ 納入指定期限（4月送付分は平成24年5月1日、9月送付分は平成24年10月1日）までに必ず納付すること。
- ・ 一括で納入することが困難な場合、納付相談に応じること。

【特別催告等の実施状況】

発行日付	区分	合計	所在不明	相談中		督促・催告	特別催告	催告後の 返還手続等 (注2)
				(返還見込及び 返還手続中)	(面談継続中等) (注1)			
4月1日	対象借受者(人)	44	9	4	14	—	17	9(1)
	うち保証人請求(人)	14	—	—	—	—	14	
9月3日	対象借受者(人)	35	4	3	4	8	16	—(-)
	うち保証人請求(人)	20	—	—	—	7	13	

(注1) 具体的な返還の意思までは示していないが、免除手続や返還方法についての説明に応じ、面談を継続中の者である。

(注2) 納付相談中又は所在不明により催告書を送付しなかった者が手続した場合を含んでおり、()内が催告実施後に手続をとった者の人数である。

【特別催告後の返還手続の内訳】

催告発行日付	手続済件数	内訳		
		滞納金完納	分納誓約等	猶予
4月1日	9	2	—	7
(うち所在不明分)	(5)	(1)	—	(4)
(うち返還見込及び 返還手続中分)	(1)	(1)	—	—
(うち面談継続中等分)	(2)	—	—	(2)
(うち特別催告分)	(1)	—	—	(1)

(4) 50万円以上の高額滞納者の今後の見込み（平成24年10月末日現在）

区分	23年度(注1)	24年度	25年度	26年度	合計
50万円以上	8人 (4人)	3人 (1人)	0人 (0人)	8人 (2人)	19人 (7人)
100万円以上 [裁判手続着手対象者]	2人 (2人)	1人 (1人)	2人 (1人)	2人 (0人)	7人 (4人)

(注1) 平成23年度返還分については、平成24年3月末日では、50万円以上の滞納者が10人だったが、特別な事情により、過去の滞納分を返還猶予決定したものがあつたため、対象者が減少した。

(注2) 今後の見込み数については、それぞれの区分に新規発生するものを示す。

(注3) () 内の数字は、裁判で争う意思が明確な者の人数である。

(注4) 裁判手続着手対象者については、裁判手続の進捗状況を踏まえ、金額基準を見直すこととするので、増加することがある。

2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況

平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権については、条例第3条第1項の規定に基づき返還免除の決定をすることとしており、返還免除の決定は、履行期限が到来した債権ごとに行っている。

(1) 免除決定予定総額 2,838件 1,833,880,695円（平成20年12月現在）

(2) 平成23年度免除決定実績

返還年度	件数	免除額（円）	免除の決定日
22	2,512	188,226,687	平成24年3月27日

(参考1) 年度別の免除、猶予及び返還請求の状況(平成24年9月末現在)

1 平成13年度以降に返還始期を迎えた債権に係る取組状況

返還年度	対応件数	猶予	免除	返還請求	収入	
					収入	未収入
19・20	3,626件 (100.0%)	496件 (13.7%)	2,890件 (79.7%)	240件 (6.6%) [100.0%]	171件 (4.7%) [71.3%]	69件 (1.9%) [28.7%]
	249,301千円 (100.0%)	26,629千円 (10.7%)	207,192千円 (83.1%)	15,480千円 (6.2%) [100.0%]	10,535千円 (4.2%) [68.1%]	4,945千円 (2.0%) [31.9%]
21	1,708件 (100.0%)	173件 (10.1%)	1,337件 (78.1%)	201件 (11.8%) [100.0%]	150件 (8.8%) [74.6%]	51件 (3.0%) [25.4%]
	135,552千円 (100.0%)	8,945千円 (6.6%)	108,258千円 (79.9%)	18,349千円 (13.5%) [100.0%]	14,406千円 (10.6%) [78.5%]	3,943千円 (2.9%) [21.5%]
22	1,722件 (100.0%)	89件 (5.2%)	1,466件 (85.1%)	167件 (9.7%) [100.0%]	113件 (6.6%) [67.7%]	54件 (3.1%) [32.3%]
	132,429千円 (100.0%)	4,070千円 (3.1%)	113,918千円 (86.0%)	14,441千円 (10.9%) [100.0%]	10,455千円 (7.9%) [72.4%]	3,986千円 (3.0%) [27.6%]

(注1) 高校奨学金・大学奨学金をそれぞれ1件、平成19・20年度返還分はそれぞれ1件としてカウントしている。

(注2) 平成19・20年度分は、15年以前貸与分と16年度以降貸与分をそれぞれ1件としてカウントしている。

(注3) 平成16年度以降貸与分等の免除件数及び金額には、平成15年度以前貸与分で制度見直し前に国制度により初回免除したものが含まれている。

(注4) 平成21年度分は、障害により返還残額の4分の3を免除し、4分の1を返還しているもの等の理由で、1件について一部免除・一部返還請求となっているものが3件あるため、猶予、免除、及び返還請求の合計件数が要対応件数と一致しない。

【返還猶予の内訳】

○ 平成19・20年度	在学中のため	337件
	制度の変更に係る経過措置	71件
	所在不明(注1)	16件
	特別な事情	72件
	(うち、今回の事後報告分)	4件(注2))
○ 平成21年度	在学中のため	132件
	収入の大幅な減少のため	14件
	所在不明(注1)	8件
	特別な事情	19件
	(うち、今回の事後報告分)	2件(注2))

- 平成 22 年度
 - 在学中のため 7 3 件
 - 収入の大幅な減少のため 4 件
 - 所在不明（注 1） 8 件
 - 特別な事情 4 件
 - （うち、今回の事後報告分 2 件（注 2））

（注 1） 制度改正時は所在不明であったが、所在判明後、返還未手続となっていた年度を猶予決定したものである。

（注 2） 別紙「特別な事情による返還猶予決定の状況（報告分）」では、平成 24 年 10 月以降新規決定分を含め、18 件（4 人分）を報告している。

なお、平成 24 年 10 月以降に新たに決定したものは 10 件（2 人）である。

【返還免除の内訳】

- 平成 19・20 年度
 - 制度の変更に係る経過措置 2, 5 4 4 件
 - 死亡のため 1 件
 - 障害のため 1 件
 - 所得が基準以下のため 3 4 4 件
- 平成 21 年度
 - 死亡のため 0 件
 - 障害のため 5 件
 - 所得が基準以下のため 1, 3 3 2 件
- 平成 22 年度
 - 死亡のため 1 件
 - 障害のため 0 件
 - 所得が基準以下のため 1, 4 6 5 件

2 平成 12 年度以前に返還始期を迎えた債権に係る免除の状況

返還年度	件数	免除額（円）	免除の決定日
19	2, 815	205, 459, 504	平成 2 1 年 3 月 2 6 日等（注）
20	2, 774	201, 117, 636	平成 2 2 年 3 月 3 1 日等（注）
21	2, 699	196, 960, 711	平成 2 3 年 3 月 3 1 日

（注） 債権総額の精査の結果、追加して免除決定をしたものである。

(参考2) 今後の奨学金返還に係るスケジュール

	22年度返還分	23年度返還分	24年度返還分
		うち、23年度返還分から滞納の者	うち、24年度返還分から滞納の者
(履行期限)	平成23年9月30日	平成24年10月1日	平成25年9月30日
平成24年12月	催告④ 法的措置通知書の送付(注1)	督促	
平成25年1月			
2月			
3月	議会の議決(注1)	催告①	
4月	訴訟提起(注1) 特別催告①		
5月			
6月		催告②	
7月			
8月			免除申請締切(9月末日)のお知らせ
9月	特別催告②	催告③	【履行期限到来】
10月			
11月	最終催告		
12月	法的措置通知書の送付	催告④	督促

(注1) 平成24年度裁判手続着手対象者に限る。

(注2) 平成25年度裁判手続着手対象者については、少なくとも4月以降に連絡対象者に対して本人への説明を依頼する。その際、応じていただけない場合は、おおよそ3箇月経過後の7月以降に本人説明を行い、特別催告②の本人送付の必要性を確認したうえで、少なくとも10月初めまでには特別催告②を実施する。

特別な事情による返還猶予決定の状況（報告分）

報告 番号	特別な事情	考慮すべき背景
20	A-1(検討期間不足：説明時期) A-2(検討期間不足：家庭等の事情)	a (行政不信等) b (第三者情報)
21	A-1 (検討期間不足：説明時期) A-2 (検討期間不足：家庭等の事情)	a (行政不信等)
22	A-1 (検討期間不足：説明時期)	a (行政不信等) b (第三者情報)
23	A-1 (検討期間不足：説明時期) A-2 (検討期間不足：家庭等の事情)	a (行政不信等) b (第三者情報)

特別な事情による返還猶予の報告対象者個票

報告番号 20	
猶予する奨学金の対象年度：平成19～22年度返還分（高校分）	
特別な事情（　　） A-1(検討期間不足：説明時期)，A-2(検討期間不足：家庭等の事情)	考慮すべき背景（.....） a (行政不信等) b (第三者情報)
<p>（これまでの経過）</p> <p>平成21年9月に保証人と面談し、お詫びのうえ制度変更について説明し、今後、猶予又は免除申請を検討するとのことであったが、平成22年2月に再度保証人と面談したところ、<u>「同僚に相談した結果、免除申請はしないことにした。」</u>と述べ、返還手続きに応じないとの意向を示された。そして、平成22年3月に架電した際、免除の基準（平成19・20年度は市の経過措置基準を設けており、基準額が高くなっていること）について誤解があることがわかり、再度説明をしたが、<u>「京都市のやることは信用できない。」</u>「<u>以前の説明のときには、（平成19・20年度分も含め）すべて免除できないと話していたのではないか。</u>」などと述べ、以降、返還手続きについて具体的な説明を聞いていただけなくなった。</p> <p>その後も粘り強く保証人との接触を試みた結果、平成24年4月以降、保証人の態度が少しずつ変わり、返還手続きに応じる姿勢を示されるようになった。しかし、<u>保証人から、京都市職員が訪問することを近隣に知られたくない旨を伝えられていたため、自宅への訪問ができなかったこと、また、平成23年3月に仕事を退職した後に、職業訓練校に入校したため、入校期間中の接触機会を持つことが難しかったこともあり、返還手続きを行っていただくことができなかった。</u></p> <p><u>平成24年6月、ようやく保証人と再度面談することができ、改めてお詫びのうえ具体的な説明を聞いていただいた結果、制度変更について一定の理解をいただいた。</u>同月、平成23年度の収入大幅減少による返還猶予申請書及び平成24年度から28年度までの返還免除申請書が提出され、別途決定を取っている。</p> <p>なお、この間の事情を聞くと、「当初は制度変更にな得がいかず、話を聞く気が起こらなかったが、何度も説明を聞くうちに徐々に考えが変わり、話を聞いてみようと思った。」とのことであった。</p>	

※ 日時、保証人等と借受者本人との続柄、個人的事情の詳細等につきましては、プライバシーに配慮し記載を省略しております。

特別な事情による返還猶予の報告対象者個票

報告番号 21	
猶予する奨学金の対象年度：平成19～22年度返還分（大学分）	
特別な事情（ <u> </u> ） A-1（検討期間不足：説明時期） A-2（検討期間不足：家庭等の事情）	考慮すべき背景（ <u> </u> ） a（行政不信等）
<p>（これまでの経過）</p> <p>平成21年7月から借受者の親族に保証人への連絡を依頼し、何度も訪問するも、保証人からの連絡はなく、進捗が見られなかった。</p> <p><u>平成22年3月になってようやく保証人から連絡があり、4月になって初めてお詫びと制度変更の説明を行い、保証人には制度変更について理解していただくことができた。</u>しかし、申請手続を進めようとしたところ、<u>話の進め方（借受者を差し置いて保証人と話を進めたこと）について借受者が強く異議を唱えたため、借受者が落ち着くまでしばらく待つて欲しいと保証人から要望された。</u></p> <p>その後、平成22年8月になって、ようやく借受者本人に直接面談することができ、制度変更には納得できないが、免除申請について検討するとのことであった。以降、保証人に何度か確認したところ、平成21年度分以降については免除申請を、履行期限経過分（平成19・20年度分）については猶予申請を、それぞれ行いたいとのことであった。</p> <p>そこで、平成19・20年度分のみについて、第4回京都市奨学金等返還事務監理委員会において諮り、承認（審査番号5）された。ところが、<u>猶予手続を進めるため、平成23年3月に保証人と面談したところ、話の進め方を契機として借受者との間のわだかまりが強まり、十分な話が出来ない状態であったことが判明し、猶予申請手続について一旦保留せざるをえなくなった。</u></p> <p>その後も、<u>借受者は独立し新たな世帯を構え、直接連絡をとるのに配慮を要したため、引き続き保証人を通じて連絡を行い、保証人との面談を継続していたところ、平成24年6月になって、ようやく借受者本人と再度面談することができた。</u>借受者から、制度変更には納得したわけではないが、<u>手続することを了解する旨の回答があり、その後、平成24年8月に免除申請が出され、平成23～27年度分について免除決定を行っている。</u></p> <p>この間の事情を聞くと、保証人としては、このまま返還手続を取らないと、裁判になるなど大変であると思いき借受者の意向も十分確認しないまま一旦手続を進めてしまったとのことである。また、<u>借受者本人は、京都市から実質的な給付であると説明を受けていたの</u>で、<u>一方的に見直しすることに強い不信を抱いており、免除申請することで京都市の主張を全て認めることになってしまうとの思いから、免除申請しようという気持ちになかなか</u>なれなかったとのことである。</p>	

※ 日時、保証人等と借受者本人との続柄、個人的事情の詳細等につきましては、プライバシーに配慮し記載を省略しております。

特別な事情による返還猶予の報告対象者個票

報告番号 22	
猶予する奨学金の対象年度：平成19～22年度（高校分）	
特別な事情（_____） A-1（検討期間不足：説明時期）	考慮すべき背景（.....） a （行政不信等） b （第三者情報）
<p>（これまでの経過）</p> <p>平成21年6月に保証人と面談し、お詫びと制度変更の説明をしたが、「制度改正に納得できないので拒否する」との返答がされた。その後も幾度となく保証人宅へ訪問し、連絡対象者を通じて保証人と面談しようとするも中々応じてもらえない状態が続き、免除制度等について具体的な説明を行うことができなかった。</p> <p>平成24年9月によろやく保証人と再度話をすることができ、「返還が困難な場合には免除制度等もあるので、具体的な話を聞いて欲しい。」と訴えたところ、<u>同月中に改めて免除制度等の説明を行うことができ、制度変更の内容について、一定の理解をしていただいた。</u>その後、平成23年度から平成27年度までの返還免除申請が提出されている。</p> <p>なお、この間の事情を聞くと「元々は返さなくても良かったはずであり、京都市の説明に対し、まずお金を返せという印象を持ってしまい、納得できなかった。」、「知人（地元の団体役員）に相談したところ、ほうっておけばいいという助言があり、話を聞く気になれなかった。」、「また、京都市が収入を増やすため、自分たちに返還を求めているように思い、不公平との印象を持ってしまったが、親身になって対応してくれているのがわかり、説明を聞く気になった。」とのことであった。</p>	

※ 日時、保証人等と借受者本人との続柄、個人的事情の詳細等につきましては、プライバシーに配慮し記載を省略しております。

特別な事情による返還猶予の報告対象者個票

報告番号 23	
猶予する奨学金の対象年度：平成21～22年度返還分（大学分） 平成19～22年度返還分（大学院分）	
特別な事情（ <u> </u> ） A-1（検討期間不足：説明時期） A-2（検討期間不足：家庭等の事情）	考慮すべき背景（ <u> </u> ） a（行政不信等） b（第三者情報）
<p>（これまでの経過）</p> <p>平成21年8月に保証人宅を訪問し、保証人及び連絡対象者にお詫びのうえ制度変更について説明したところ、「家が貧しいので、本人には中学校卒業後は働いてもらうつもりであったが、<u>学校から返す必要はないので奨学金で進学させてあげてくださいといわれたものであり、給付だと認識していた。</u>」、「本人が進学できたことはよかったと思っているが、<u>奨学金だけでは、参考図書等の費用が足りず、私（保証人）は体を壊すほど無理をした。そのため、今回の見直しは絶対に許せない。</u>」とのことであった。</p> <p>同月に保証人と再度面談すると、地元の自治会長が、「奨学金の件は、私も納得できない。保証人は障害もあり大変だろうから、私に対応する。」と言ってくれたので、<u>奨学金に関する交渉を会長に委任したとして、それ以降、面談には応じていただけなくなった。</u></p> <p>これを踏まえ、受任者である会長に対しても、お詫びと制度変更の説明をしたが、制度変更について納得していただけなかった。また、連絡対象者に対しても、受任者同席のもと面談を行い免除制度等の説明を行ったが、保証人が納得していないこともあり、具体的な返還手続の説明はできなかった。</p> <p>しかし、何度も受任者と面談を続け、保証人に再度説明させて欲しいと依頼した結果、平成24年7月になって、「制度変更は納得したわけではないが、保証人が応じるなら面談しても構わない。」といわれた。そのため、連絡対象者を通じて、免除制度等の説明をさせて欲しいと再度依頼すると、<u>平成24年8月13日に保証人と面談ができ、改めてお詫びのうえ具体的な説明を聞いていただいた結果、制度変更について一定の理解をいただいた。</u>平成24年9月に平成23年度から平成27年度分までについては、返還免除申請書を提出され、現在、手続中となっている。</p> <p>なお、この間の事情を聞くと、「<u>借りたつもりもないのに、卒業後何年かして突然来られたうえ、まずはお金を返せといっているという印象があったため、納得できなかった。</u>」、「<u>困っていたところ、受任者が京都市と話をしてくれるといってくれたので任せていた。</u>」、「<u>親身になって対応してくれているのが段々とわかり、説明を聞く気になった。</u>」とのことであった。</p>	

※ 日時、保証人等と借受者本人との続柄、個人的事情の詳細等につきましては、プライバシーに配慮し記載を省略しております。

地域改善対策奨学金等の返還請求訴訟の状況

地域改善対策奨学金等の返還請求訴訟の進ちょく状況については、平成24年9月25日に第1回口頭弁論が開催されたところであり、今後、引き続き、口頭弁論が予定されております。

1 裁判手続の実施状況

(1) 裁判手続着手の相手方と実施内容

No	借受者	相手方 (注1)	請求額 (注2) (追加後)	裁判手続手法	提起先	提起日
1	<u>A</u>	借受者A 連帯保証人X	129万6,000円 (162万0,000円)	民事訴訟	京都地方裁判所	平成24年4月16日
2	<u>B</u>	連帯保証人Y	108万7,340円 (135万9,175円)	民事訴訟	京都地方裁判所	平成24年4月16日

注1 No.2の相手方については、連帯保証人Yからの申出を認め、Yのみを裁判対象者としている。

注2 新たに滞納となった平成23年度返還分(平成24年10月1日に履行期限)を追加請求する予定

(2) 裁判における人権上の配慮

本件訴えに係る奨学金は、旧同和地区住民を対象としたものであることから、相手方の氏名を公開した場合、深刻な人権侵害が生じる可能性があると考えられるため、関係機関に人権上の配慮を依頼している。

このうち、京都地方裁判所に対しては、本件訴状の提出の際、民事訴訟法92条に基づき、閲覧等の制限を申し立てるとともに、次の点について、配慮いただけるよう上申書を提出した。

- ・ 法廷外において被告らの氏名を掲示しないこと。
- ・ 公開の審理の場において口頭で被告らの氏名を呼ばれないこと。

その結果、閲覧等制限については、それぞれ申立てを相当とする決定(No.1については平成24年8月3日付け、またNo.2については平成24年8月1日付け)がされた。

また、上申書については、文書による回答はなかったが、第1回口頭弁論において、法廷外において被告らの氏名の掲示はなく、公開の審理の場において口頭で被告らの氏名が呼ばれることもなく、要望に沿った対応をいただけている。

2 今後の審理日程等

(1) NO. 1 (借受者A及び連帯保証人X)

第1回口頭弁論期日 平成24年 9月25日 (火) 午後 4時30分

第2回口頭弁論期日 平成24年12月13日 (木) 午前10時15分 (予定)

(2) NO. 2 (連帯保証人Y)

第1回口頭弁論期日 平成24年 9月25日 (火) 午後 4時30分

第2回口頭弁論期日 平成24年11月22日 (木) 午前10時15分 (予定)

返還免除判定の基準となる年額算定における特例的な取扱い（案）

返還免除判定に係る年額の算定方法について、借受者から返還手続に係る事前相談を受け、現行制度の取扱いに一部不十分な点が見られたので、制度を精査したうえ、必要な見直しを行う。

1 現状と課題

(1) 相談事例

- 借受者から事前に返還免除申請の相談があり、わずかに免除基準を上回る所得見込みであった。
- 相談の中で首都圏に居住しており、地方居住者と比べ、実家賃の負担も高く、物価の問題もあり、生活が困難との申立てがあった。
- なお、これまで今回の相談と同様な事例はなかった。

(2) 返還免除判定の基準となる年額算定の考え方

ア 返還困難を理由とする返還免除に係る根拠規定

- 借受者等が奨学金等を返還することが著しく困難であると免除を認める場合の根拠規定は、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例第3条第2項第3号である。
- 具体的な基準としては、同条例施行規則第2条第1項において、借受者等が生活保護受給、市民税非課税、市民税均等割りのみ、そして生活保護基準の1.5倍以下の年収に該当することと定めている。

イ 生活保護基準の1.5倍額の算定方法

- 生活保護基準の1.5倍額の算定方法については、借受者にあらかじめ基準額を明示できること、合理的かつ効率的な事務手続となることに加え、他都市での運用状況を踏まえ、別紙「京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則第2条第1項第4号に規定する「生活保護法による保護の基準に基づき算定した年額」の算定方法について」を定め、京都市での適用額を一律に適用することとしている。

＜生活保護基準額算定の項目と金額設定の考え方＞

項目		金額設定の考え方	京都市
生活扶助基準	年齢基準	級地制※	1級地—1
	世帯人数基準		
加算関係（母子・障害者・児童養育・介護保険料）		一律額・実費	同左
住宅扶助基準		自治体別基準額	京都市基準
教育扶助基準（基準額・教材費等・学校給食費）		一律額・実費	同左

※ 生活扶助基準の算定に当たり、物価等の地域事情を考慮すべく、全国を1級地—1から3級地—1まで6級地に区分している。

(3) 返還免除判定の基準額となる年額算定における項目別の課題の検証

- 級地制をとる生活扶助基準については、最上位の金額である1級地—1で算定しており、それらに居住する者が9割を超えているので、合理的かつ効率的運用を行っている点で、概ね適当といえる。

＜本市奨学金等借受者の居住地の状況＞

地域	級地	人数	割合
京都市内	1—1	1,201人	85.5%
京都市外	1—1	76人	5.4%
	上記以外	127人	9.1%
合計	—	1,404人	100%

- 自治体別基準額を設定している住宅扶助基準については、京都市基準額で算定しているが、首都圏においては京都市基準額を上回っているものがあるため、一部の借受者に不利益を与える可能性がある。
- 加算額及び教育扶助基準額については、全国一律額又は実費相当額となっているので、基本的には運用上の問題はない。ただし、本市で規定していない加算として、寒冷地での冬季加算額があるが、当該地域のうち最も級地が上位の札幌市と本市をモデル世帯の生活保護基準総額で比較したところ、本市基準額の方が若干上回っているため、借受者に不利益を与えることはないといえる。

＜京都市と札幌市の平成24年度生活保護基準比較＞

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人
京都市1級地-1	154万円 (100%)	225万円 (100%)	276万円 (100%)	316万円 (100%)	351万円 (100%)
札幌市1級地-2 (京都市比)	152万円 (98.7%)	220万円 (97.7%)	272万円 (98.6%)	313万円 (99.1%)	347万円 (98.9%)

※ 平成24年度保護基準に基づき、モデル世帯ごとに比較したものである。

2 対応(案)

(1) 見直し内容

返還免除判定に係る年額算定については、制度の趣旨及び借受者の居住実態を踏まえて、借受者に制度が理解しやすいものであり、かつ、合理的で効率的な事務手続となることを基本として、京都市域を基準とする現行の制度運用を原則とする。ただし、借受者にとって不利益を与える可能性があるため、次のとおり、要件に該当する場合、特例的な取扱いを認めることとする。

【特例的な取扱い】

＜要件＞

- ① 首都圏等で住宅扶助基準額が京都市基準額を上回る地域に居住する場合
- ② 借受者からの相談・申立てがある場合

＜算定方法＞

- ① 当該地域での生活保護基準を全項目において適用する。

(2) 「生活保護法による保護の基準に基づき算定した年額」の算定方法についての見直し(案)

前号までの検討を踏まえ、前文部分について、次のように見直すこととする(下線部分が修正部分)。

京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則(以下「規則」という。)第2条第1項第4号に規定する「生活保護法による保護の基準に基づき算定した年額」は、次の表に掲げるところによる。ただし、京都市域外に居住する者で、次表に定める額を上回る基準額の地域に居住する者にあつては、この限りでない。

別紙

(平成21年6月23日人権文化推進担当部長決定)

(最終改正 平成24年4月24日)

京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則
第2条第1項第4号に規定する「生活保護法による保護の基準に基づき算定した年額」の算定方法について

京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則（以下「規則」という。）第2条第1項第4号に規定する「生活保護法による保護の基準に基づき算定した年額」は、次の表に掲げるところによる。

◎ 生活扶助基準

年齢基準	
年齢区分	基準額
0歳から 2歳まで	250,800円
3歳から 5歳まで	316,200円
6歳から 11歳まで	408,840円
12歳から 19歳まで	504,960円
20歳から 40歳まで	483,240円
41歳から 59歳まで	458,160円
60歳から 69歳まで	433,200円
70歳以上	388,080円
4人世帯の年齢基準の額は、年齢基準の表に定める個人別の額を合算した額に0.95を乗じた額とし、5人以上の世帯の年齢基準の額は、年齢基準の表に定める個人別の額を合算した額に0.9を乗じた額とする。 なお、10円未満の端数は切り上げる。	

世帯人数基準	
世帯人数	金額
1人	550,790円
2人	625,200円
3人	705,870円
4人	745,690円
5人以上1人を増すごとに加算する額	20,460円

(注) 上記金額は冬季加算及び期末一時扶助を含んだものとなっている。

○ 加算関係

母子加算	18歳未満の児童・20歳未満の障害者の1人目	279,120円	
	18歳未満の児童・20歳未満の障害者の2人目	22,080円	
	18歳未満の児童・20歳未満の障害者の3人目（1人増毎）	11,280円	
障害者	身体障害者手帳1級・2級, 国民年金（障害基礎年金）1級, 特別 児童扶養手当1級, 精神障害者保健福祉手帳1級, 療育手 帳A	322,200円	
	身体障害者手帳3級, 国民年金（障害基礎年金）2級, 特別 児童扶養手当2級, 精神障害者保健福祉手帳2級, 療育手 帳B	214,680円	
児童養育	3歳に満たない児童	180,000円	
	3歳以上の児童で あって小学校修了 前のもの	第1子及び第2子	120,000円
		第3子以降	180,000円
	小学校修了後中学校終了前の児童	120,000円	
在宅患者	栄養補給必要な在宅患者	159,480円	
放射線障害者	重度の被爆等障害者	509,160円	
	軽度の被爆等障害者	254,640円	
介護保険料	第1号被保険者	納付すべき額	

◎ 住宅扶助基準

世帯人数	基準額
1人	510,000円
2人から6人まで	660,000円
7人以上	792,000円

◎ 教育扶助基準

		金額
基準額	小学生	33,000円
	中学生	59,400円
教材代・交通費・校外活動参加費		実費算定
学校給食費	小学生	47,300円

	中学生	47,300円
学習支援費	小学生	30,720円
	中学生	51,960円

附 則

この算定方法は、決定の日から実施する。（決定の日は、平成21年6月23日）

附 則

この算定方法は、平成21年12月16日から実施し、当該実施の日までに受理した申請に対しても適用することができる。

附 則

この算定方法は、平成22年4月1日から実施し、当該実施の日までに受理した申請に対しても適用することができる。

附 則

この算定方法は、平成23年4月25日から実施する。

(適用区分)

改正後の算定方法の加算関係の表中の放射線障害者欄の右欄の金額については、平成23年10月1日以降の申請から適用することとし、適用日前の申請については、従前の金額による。

附 則

この算定方法は、平成24年4月24日から実施する。

(適用区分)

- 1 改正後の算定方法の生活扶助基準の年齢基準の表中の最下欄の規定については、平成24年10月1日以降の申請から適用する。
- 2 改正後の算定方法の加算関係の表中の児童養育欄の金額欄中の120,000円の金額となるものについては、平成24年10月1日以降の申請から適用することとし、適用日前の申請については、従前の金額による。
- 3 改正後の算定方法の加算関係の表中の放射線障害者欄の右欄の金額については、平成24年10月1日以降の申請から適用することとし、適用日前の申請については、従前の金額による。
- 4 改正後の算定方法の教育扶助基準の表中の基準額欄の右欄の金額については、平成24年10月1日以降の申請から適用することとし、適用日前の申請については、従前の金額による。

地方自治法施行令第171条の6の規定に基づく履行延期（返還猶予） における特例的な取扱い（案）

履行延期に関する取扱基準について、借受者から返還手続に係る相談を受け、現行制度に一部不合理な点が見られたので、必要な見直しを行う。

1 現状と課題

(1) 相談事例

- 借受者が配偶者の被扶養者であり、父母の所得で返還免除の可否を判定※したところ免除とならなかった。
 - ※ 免除制度においては、借受者が「主として本人以外の者の収入により生計を維持している」配偶者等の被扶養者である場合、人権上の配慮の観点から、配偶者の所得ではなく、貸与時の父母の所得により、免除判定することとしている。
- 借受者自身が返還するのは困難であるため、履行延期制度の適用を希望したが、奨学金貸与及び旧同和地区の子弟である事実を家族に話しておらず、かつ、伝えることが困難な状況にあるとし、その結果、他の世帯員の所得を確認できず、履行延期制度の適用の判定すらできない状況となった。
- なお、返還に当たっては、面談することを基本としており、今回の事例に類する相談もあったが、借受者の世帯員に相談することができたため、これまでに現行基準で対応できない事例はなかった。

(2) 履行延期の現行制度

- 地方自治法に規定する債務の履行が困難な場合の履行期限の延長について、奨学金制度見直しに係る経過措置・激変緩和措置として、次の二つを対象として履行延期することを認めている。
 - 借受者が属する世帯のうち最も所得の高い者が旧自立促進援助金（以下「援助金」という。）支給基準額以下の者※
 - ※ 「奨学金制度の変更がなければ、返還を求められなかった者」として、援助金支給判定基準の運用を履行延期の基準として適用することとした。
 - 個別具体的な事情による返還困難者（監理委員会に事前に意見聴取）

(3) 現行制度に見られる課題

- 履行延期に関する現行基準については、援助金支給基準を準用しているが、今回の相談事例を見てみると、経過措置として制度設計したことを背景として、次のような課題が判明した。

<課題>

- 借受者が結婚等をし、新たに世帯構成に変更があった場合について、現行制度では、所得判定における人権上の配慮を想定していない。
- 現行免除判定制度については、前述のように所得判定において人権上の配慮

の観点から、借受者が父母と別世帯の被扶養者である場合、当該世帯で所得判定するのではなく、借受時の父母の所得で判定しており、履行延期判定の考え方と整合性がない。

2 対応（案）

(1) 見直し内容

履行延期に関する基準については、債務履行が困難な場合の対応として、制度見直しの経過措置という基本的な性格を踏まえ、引き続き、現行の制度運用を原則とする。ただし、現行の返還免除制度で行っている人権上の配慮と同様の対応ができるよう、次のとおり、要件に該当する場合、特例的な取扱いを認めることとする。

【特例的な取扱い】

<要件>

- ① 同居の世帯員（貸与後に新たに世帯を構成したものに限る。）に課税証明書の提出を求めることができないとの申立てがある場合
 - ② 申立ての理由に人権上の配慮を要することが相当（「配偶者に地区出身者であることを伝えていない」等、申立てに明らかな矛盾がない。）と認められる場合
- <判定対象となる所得>
- ① 借受者が被扶養者でない場合は借受者本人の所得
 - ② 借受者が被扶養者の場合、貸与時の父母のうち所得の高い者の所得

(2) 取扱基準の見直し（案）

前項の検討を踏まえ、取扱基準の第2項の「対象者」について、次のように見直す（下線部分が修正部分）。

2 対象者

- ① 原則として、奨学金制度の変更がなければ奨学金の返還を求められることはなかった者（所得が、旧自立促進援助金支給基準額（以下「基準額」という。）以下）を対象とする。ただし、同居の世帯員（貸与後に新たに世帯を構成したものに限る。）に課税証明書の提出を求めることができないと認められる者については、借受者本人の所得とし、借受者が被扶養者である場合は貸与時の父母のうち所得の高い者の所得が基準額以下となる場合を対象とする。
- ② ただし、所得が一定の基準を上回った者であっても、個別の具体的な事情（学費や住宅ローンの支払いなども含めて）により奨学金の返還が困難であると認められる者については、監理委員会の意見を聴取したうえで、対象とする。

(参考) 現行の「地方自治法施行令第171条の6の規定に基づく履行延期（返還猶予）
に関する取扱基準」

1 趣 旨

奨学金については、原則として、学校の卒業後20年間以内で返還する必要があるが、返還免除制度の適用の対象とならなかった者であっても、資力等の審査の結果、20年間以内での返還が困難と認められる場合には、地方自治法施行令第171条の6の規定を適用して、履行期限を延長する。

2 対象者

- ① 原則として、奨学金制度の変更がなければ奨学金の返還を求められることはなかった者（所得が、一定の基準以下）を対象とする。
- ② ただし、所得が一定の基準を上回った者であっても、個別の具体的な事情（学費や住宅ローンの支払いなども含めて）により奨学金の返還が困難であると認められる者については、監理委員会の意見を聴取したうえで、対象とする。

3 履行期限を延長する期間

- 原則として、返還を行うべき残期間と同期間を限度とする。
→ 1年当たりの返還金額を半額まで引き下げる。
- また、個別の事情に応じて、例えば、数年後にまとまった収入が予定されている場合に、そのときにまとめて返還するような計画も認める。

4 履行期限の延期の条件等

- 5年後に再度資力審査を行い、履行期限の延長の更新を行うかどうかを判定する。
- 債務不履行の場合、期限の利益を喪失させる（一括返還を求める）ことを条件とする。
→ 2回の債務不履行で、履行期限の延長を取消すこととする。

5 監理委員会への付議の手続

- 対象者①は、履行延期の措置後に開催される会議で報告する。
- 対象者②は、随時、事前審査をいただいたうえで履行延期の措置を採り、その措置後に開催される会議で報告する。

(参照条文)

地方自治法施行令（抄）

(履行延期の特約等)

第171条の6 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）
について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は

処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

(中略)

二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

(以下略)

平成24年度における裁判手続の実施について

平成24年度における裁判手続の実施については、これまでの監理委員会で確認された事項に基づき、最終催告の結果を踏まえ、次のとおり、裁判手続に着手することを予定し、裁判に向けた手続に着手する。

1 裁判手続着手対象者と実施内容について

No	借受者	裁判対象者	裁判の請求額	裁判手続手法	実施予定
3	C	借受者 C 連帯保証人 Z	100万8,000円	民事訴訟	平成25年3月

注 滞納額50万円以上の者については、(参考2)50万円以上の高額滞納者の内訳(平成24年10月末日時点)参照

2 今後の裁判手続に向けた予定について

(1) 平成24年12月3日 法的措置通知書の送付

ア 最終催告に応じていただけなかった場合で、新たに設定した納入指定期限内(2週間程度)に納入がなかった場合は、法的措置(民事訴訟又は民事調停)を行う旨を記載した法的措置通知書を配達証明で送付する。

イ 法的措置通知書においても、滞納額の全額納入を催告し、一括納入が困難な場合は、来庁等、連絡するよう促す。滞納額の納入又は分納誓約を行った者が、納入計画に定めた初回分を納入したときは、裁判手続を取り止める。

(2) 平成25年2～3月 市会への付議・議決

訴訟物の価額が50万円を超える訴えの提起等については、市会の議決が必要となるため、市会に付議したうえ、審議し、議決していただく。

(3) 平成25年3月末 裁判着手

市会の御承認をいただいた後、平成25年3月末を目途として速やかに裁判に着手する。

(参考1)

裁判手続着手への具体的手順として確認された事項(第5回及び第6回監理委員会での確認事項)

1 裁判手続着手の要件

借受者本人に対する返還事務については、総点検委員会及び監理委員会からの意見を踏まえ、慎重に行う必要がある。ただし、資力があるにもかかわらず正当な理由なく返還に応じない者については、他の借受者との公正性を確保する観点から、次のいずれの要件も満たした場合に法的措置を採ることとする。

＜裁判手続着手の要件＞

- ア 督促後、約1年を掛けて4回程度の催告をしても返還に応じない者
- イ 資力があると見なされる者（資力がないことが明らかではない者）
- ウ 滞納額が100万円以上の者

2 資力及び相手方の確認

(1) 資力調査

裁判手続着手対象者に対する資力調査を実施し、次の通り、資力の有無に関する資料を収集し、生活保護や奨学金等の返還免除に該当しているなど資力がないことが明らかでない場合以外は、資力があるものと推定する。

＜調査事項＞

- ア 不動産（登記簿の閲覧）、自動車（自動車登録台帳の閲覧）
- イ その他（面談を通じた就業状況等の把握）

(2) 裁判手続の相手方の確認

裁判手続の相手方については、借受者本人（連絡対象者が連帯保証人であるなど、連帯保証人が事実を承知している場合は連帯保証人を含める。）を基本とする。ただし、連絡対象者に再度意向を確認し、連帯保証人から借受者に対する人権上の配慮が求められるなど、やむを得ないと認められる場合は、保証人のみを裁判手続の相手方とする。

【連帯保証人のみを相手方とする例外的な取扱い】

裁判手続において、主債務者である借受者本人を除いて、連帯保証人のみを対象者とすることは例外的な取扱いとなるが、次の3つの要件のいずれをも満たす場合に認めることとする。

ア 連帯保証人から借受者を対象としないように申出があった場合

例外的取扱いとして、一律に取り扱うべきものではなく、個別の状況等を踏まえて判断すべきものであることから、申出があった場合に限り対象とする。ただし、連帯保証人のみを裁判の相手方にできる場合があることを理解できるよう、あらかじめ十分な情報の提供に努める。

なお、申出には様式を問わないこととするが、可能な限り書面で提出することを求める。

イ 申出に合理的な理由があり、当該申出に明らかな矛盾がない場合

申出の理由が次の①から③に該当する場合には、配慮すべき合理的な理由があると判断できるので、そのいずれかに該当する場合とする。

なお、申出内容の信ぴょう性については、それを確認することは困難であるが、少なくとも事実との間に矛盾がないことが必要であり、該当者の住民票等の履歴確認等により、申出と明らかに矛盾することがないことを確認する。ただし、矛盾が見受けられる場合であっても、申出内容を再確認し、合理的な説明がなされれば認めることとする。

＜人権上の配慮が必要とされる場合＞

- ① 借受者が貸与の時から旧同和地区外居住者であり、同和奨学金の貸与の事実を知らない可能性がある場合
- ② 借受者が独立して世帯を構えており、配偶者等に対して旧同和地区の子弟であることを知らせていない場合
- ③ ①及び②に該当する場合

ウ 連帯保証人が債務履行に責任を負える場合

連帯保証人に資力がないため債務履行の目的が達せられない場合は除外せざるを得ず、連帯保証人に対する資力調査等により、返還が十分見込まれる場合のみを要件として認めることとする。

なお、返還が十分見込まれる場合とは、裁判手続の対象となる返還債権額に見合う、次のような資力に関する状況が見られる場合とする。

＜資力があると認める場合＞

- ① 換価価値の高い不動産を所有している場合
(抵当権等がない土地・家屋等で債権額に見合うもの)
- ② 一定の給与所得があると見込まれる場合（職業等）
- ③ 連帯保証人から資産申告がある場合（預貯金等通帳の写しの提出など）

3 裁判手続の手法の選定

基本的には、話し合う機会を設け、自主的な解決を図ることを目的として、民事調停を申し立てることを検討していく。ただし、これまでの対応から、返還に応じない意思が明確であると判断できることに加え、訴訟で争うという意思を再三にわたり示されていると認められる場合は、民事調停が成立する見込みは乏しいため、民事訴訟の提起を検討する。

- ・ 裁判で争う意思を明確にしている者 → 民事訴訟（当面、支払督促は行わない。）
- ・ 争う意思が明確でない者 → 民事調停

(参考2)

50万円以上の高額滞納者の内訳（平成24年10月末日時点）

（単位：円）

NO	借受者	滞納額	備考	
1	A	1,620,000	裁判着手中	
2	B	1,359,175	〃	
3	C	1,008,000	裁判手続着手対象者	100万円以上
4	D	984,175		
5	E	864,000		
6	F	825,000		
7	G	810,000		
8	H	663,000		
9	I	561,600		
10	J	558,000		
11	K	540,000		

第7回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項について

1 報告

○ 奨学金返還事務の取組状況について

事務局から資料1により報告を受け、了解された。

また、特別な事情による返還猶予の取扱いによる猶予決定の事後報告分について、事務局から別紙により、過去の監理委員会で承認されたものと同様の経過と認められる4件（1人分）の報告を受け、了解された。

○ 奨学金等の返還請求訴訟の状況について

第6回監理委員会で裁判手続に着手することが承認された二件の案件について、事務局から資料2により訴えの提起を実施したことなどの報告を受け、了解された。

委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 裁判手続で相手方の人権上の配慮を求めることについて、通常よりも時間が掛かるとしても、実施可能な手段を取られることを求める。

○ 奨学金等の返還免除に係る住民訴訟の状況について

地域改善対策奨学金等（平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権）の返還免除に係る住民訴訟について、事務局から資料3により本市の勝訴が確定したことなどの報告を受け、了解された。

○ その他

委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 特別催告の対象者について、手続に応じている方もいるので、引き続き相談しやすい雰囲気での対応を求める。

第 7 回京都市奨学金等返還事務監理委員会

日時：平成 24 年 6 月 8 日

○事務局

それでは、ただいまから第 7 回京都市奨学金等返還事務監理委員会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

私は文化市民局市民生活部長の吉川と申します。本日の進行をさせていただきます。よろしくお願いたします。

ここで、失礼でございますけれども、座らせていただいて進行をさせていただくことにいたします。

この監理委員会でございますけれども、地域改善対策奨学金等の返還債務の取扱いについて、透明性、客観性、公平性を確保するため、第三者の目からの厳しいチェックや客観的な審査を行っていただくものでございまして、条例の規定に基づき設置されたものでございます。

したがって、当委員会の会議は原則公開とし、傍聴席も設けさせていただいておりますので、あらかじめ御了承のほどをお願いいたします。

また、前回の委員会の了解事項及び議事録につきましては、既に安保委員長に御了解をいただいたうえで、私ども人権文化推進課のホームページで公表をさせていただいております。本日お手元の資料にも資料 5 及び資料 6 として添付させていただいているところでございます。

なお、本市では夏のエコオフィス運動を実施しており、適正な冷房温度を設定するとともに、ノー上着など軽装を励行しているところでございます。本日御出席、また御来場いただきました皆様方におかれましても、どうぞ御理解のほどをよろしくお願

い申し上げます。

それでは、議事進行につきまして、安保委員長，どうぞよろしくお願ひいたします。

○安保委員長

それでは、議事に入りたいと思います。

本日は、意見書聴取事項はなく、報告案件のみになります。

報告案件は三つということですので、まず1件目の報告案件の「奨学金返還事務の取組状況」について、事務局から報告をお願ひいたします。

○事務局

奨学金等の返還事務を担当しております担当課長の西尾でございます。よろしくお願ひいたします。失礼ながら着席して御説明をさせていただきます。

それでは、「奨学金返還事務の取組状況」について、平成24年3月末現在の状況を御報告いたします。

なお、奨学金の返還年度は、学校卒業後6箇月後から返還開始となるため、通常10月1日から翌年の9月末日となっており、通常の会計年度とは異なっております。したがって、3月末現在とは返還年度の間地点であり、会計年度末の取組状況をお示しするものでございます。

資料1を御覧ください。まず、「1 平成13年度以降に返還始期を迎えた債権に係る取組状況」でございますが、平成20年に奨学金制度を抜本的に見直したことから、新たに返還を求めることとなった借受者を対象としたものでございます。

「(1) 借受者別の返還に関する手続の状況」でございます。表にございますが、借受者総数につきましては1,404人でございます。

まず、「①免除中」の状況につきましては、制度見直し前に手続を行ったものを含めまして、所得が一定基準以下などのため平成23年度返還分が免除されている方を示しております。これらの方が1,194人となっており、借受者のうち85.0%、8割強の方が免除決定を受けているということになります。

次に、「②猶予中」につきましては、在学中であるなどのため、平成23年度返還分が猶予されている方を示しております。これらの方が40人となっており、借受者のうち2.9%の方が猶予決定を受けていることとなります。

一方、「③返還請求中」につきましては、それら免除又は猶予の決定をしておらず、返還を請求している方を示しております。これらの方が170人となっており、借受者のうち12.1%の方が実質的な返還を求めている方となります。

「③返還請求中」の内訳を見ますと、「④返還済」というのは、奨学金を全額返還したものを含めまして、平成23年度返還分を返還済みである方を示しております。32人となっており、「③返還請求中」のうち18.8%に当たっております。ただし、今後の返還見込みを加えますと、およそ7割程度にはなるかと考えております。

次に、返還請求を受けても平成23年度の手続をされていないのが「⑤23年度未手続」の区分の方となります。そのうち滞納につきましては、平成22年度返還分以前の滞納があり、催告手続の対象となり得る方を示しております。53人となっております。その具体的な内訳につきましては、下のほうに（注3）としてありまして、「滞納がある者53人の内訳」で示しております。返還見込み8人は履行期限を遅れながらも返還の見込みのある方でありまして、相談中のお1人は具体的な返還手続中で免除見込みとなっている方でございます。したがって、実質的な滞納と言えるのは所在不明9人を除きまして、その他で示す35人となります。

さらに、その他35人の内訳でございますが、おおむね拒否されていると判断している方が14人で、訴訟を視野に入れた言動をされたり、面談を拒否されている方となっております。それ以外の21人の方につきましては、返還手続に応じるとの明確な意思の確認にまでは至っておりませんが、継続して具体的な返還手続を視野に入れた相談をすることができる方、いずれかの方と面談等はできますが具体的な相談までには至っていない方、面談する機会を得ることが困難な方などとなっております。

ここで、実質的な滞納と言える方を借受者総数に対する比率で見ますと、その他35人で見ると約2.5%となり、おおむね拒否されている14人で見ますと約1%ということになります。

なお、(注2)でございますが、滞納額がある者の総人数につきましては、現在は免除の適用中となっておりますが、滞納分を分納誓約している方などが19人おられますので、先ほどの53人にこれを加えまして、72人となります。

一方、滞納なしでございますが、年賦で返還に応じている方、又は免除中、猶予中のために平成22年度以前の返還を要せず、新たに23年度に手続が必要となった方でございます。合計で85人となっております。

次に、「(2) 平成23年度返還分に係る免除、猶予及び返還請求の状況」についてでございます。これは、高校、大学別、かつ、年度別、すなわち債権単位での返還債務の状況を示すものでございまして、直近の返還年度である平成23年度返還分に関するものでございます。したがって、計上している件数が先ほどまでの実人数での表記と相違しておりますので、御注意ください。

具体的に件数ベースで見ますと、対応すべき件数は1,718件となっております。そのうち猶予となっておりますのは隅括弧で【返還猶予の内訳】として示してございますが、在学中のためのものが43件、長期不在のためのものが1件、合計44件、2.6%となっております。このうち長期不在というのは、海外に長期滞在していることが判明し、返還手続をすることができないものでございます。また、免除となっておりますのは、年間所得が基準以下、すなわち生活保護基準の1.5倍以下に該当したもので、1,491件で86.8%となっております。

一方、これら免除や猶予とならず、返還をいただくべき件数は183件で、そのうち収入し完納となっているものが22件となっております。これを、返還請求に対する収入の比率で見ますと12.0%となっております。

では、2ページを御覧ください。隅括弧の【履行期限の延長の状況】でございます。

先ほどの返還請求183件のうちに履行期限の延長の措置を行っている方が20件、17人いることを示しております。これは所得が一定基準以下、具体的には免除判定基準には該当しないものの、旧自立促進援助金の支給判定基準には該当する所得の場合、あるいは、例えば住宅ローンなど特別な事情などがある場合において、返還を行うべき残期間と同期間を限度として返還期間を延長し、1年当たりの返還金額を最大で半減するというものでございます。このうち所得が基準以下の場合に該当したものがあり、相談のうえ、申請をされたということでございます。

次に、「2 督促・催告等の実施状況」でございます。これは、前回の第6回監理委員会で報告をいたしました平成23年9月1日付け催告後の督促・催告の実施状況を示すものでございます。これらの督促・催告の結果、先ほど御説明いたしましたように、平成23年度未手続の滞納者が平成24年3月末時点で53人になったということでございます。

督促・催告の実施につきましては、おおむね各返還年度の履行期限となる9月末日の後、12月に督促をし、その後約1年をかけて、3月、6月、9月、12月と、合計4回程度の催告をすることとしております。その後は、やむを得ず裁判手続等に移行していくということになるわけでございますが、当面、滞納金額100万円以上となるものを対象とし、別途11月に最終催告などの手続を経ることとしております。また、滞納金額が100万円未満のものに対しましては、4月、9月に特別催告を実施することとしております。

ここでは、督促後1年をかけて4回程度の催告をする段階での取組を示しております。具体的な実施状況は「(1) 督促、催告の実施」の表に示しております。平成23年12月1日には、裁判手続着手者2人を除きまして、71人の対象となる借受者のうち、所在不明や相談中のものを除きまして、督促を19人、催告を21人に対して実施しておりました。したがって、督促、催告の実施率は、所在不明を除いた60人に対して40人となりまして、66.7%となっております。その内訳は

(注1)に一部示しておりますけれども、督促につきましては平成22年度返還分のみに対するものでございまして、催告につきましては平成21年度返還分以降の滞納に対する第4回目の催告と、平成19年度、20年度返還分以降の滞納に対する第5回目の催告となっております。

また、保証人請求につきましては2回目の催告以降に行うこととしておりまして、保証人が死亡している場合や、保証人以外と接触している場合を除きまして、18人と8割強の方に対して実施しております。

次に平成24年3月8日でございますが、7人の対象者のうち相談中のものを除きまして、1人の方に対して催告を実施しております。3月実施の対象となる借受者は、12月の実施時点と比べて大きく減少しております。これは、12月1日の催告によって、平成21年度返還分以前の滞納者は催告の回数が4回以上となり、別に行う特別催告の対象となったためでございます。3月の催告は平成22年度返還分のみ滞納者に対する第1回目の催告となったためでございます。

なお、特別催告の実施状況につきましては、後ほど返還請求訴訟の状況を報告する中で御説明をいたします。

また、「督促・催告後の返還手続等」につきましては、3月末までで、12月1日で対象となった借受者において、督促・催告後に手続をしていただいた方が17人、相談中を含めると20人の方が手続をしていただいております。したがって、督促・催告や相談による効果といたしましては、所在不明を除いた60人に対して20人ですので、12月以降の4箇月間で約33.3%の進捗が図られたということになります。

その詳細を下のほうの表でございますが、「督促・催告とその返還手続の内訳」で見ると、手続の内訳は、完納した者が16人、分納誓約等をした者が1人、猶予、すなわち特別な事情による猶予決定をした者が3人となっております。

また、対象者の内訳では、督促発行者が15人、催告発行者が2人、相談中の者が

3人となっておりますので、手続を行った20人のうち75%は督促発行者ということになります。

さらに、督促、催告、相談中のそれぞれの対象者別に手続状況を見てみますと、督促発行者19人では15人と約8割の方が手続をしているのに比べますと、催告発行者21人では2人と約1割、相談中の者20人では3人と15%の進捗にとどまっております。これは、平成22年度返還分からの新規滞納者については、新規発生ということもありまして、比較的大きな効果が見られたところでございますが、これまでから継続して働きかけてきた滞納者に対しましては、1年近くを経過する中で余り大きな進捗は見られなくなっているものと考えております。

次に、3ページを御覧ください。「3 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況」でございます。これは、平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権について、条例第3条第1項の規定に基づきまして免除決定した状況を示したものでございます。具体的にはこの間の状況として、平成24年3月27日に、平成22年度分2,512件、1億8,822万6,687円を免除決定しております。

次に4ページを御覧ください。ここでは、参考資料として平成22年度返還分以前に関する状況を掲げてございます。

まず「1 平成13年度以降に返還始期を迎えた債権に係る取組状況」でございます。これは、平成22年度返還分以前のこれまでの各年度に係る手続の状況を示したものでございます。いずれの債権も既に履行期限を経過しておりますので、基本としては返還請求に係る収入の部分が返還に応じて増額していくといったことになっております。ただし、今回、返還猶予に関しまして新規に決定したものがございましたので、御説明をいたします。

まず、表の下のほうでございますけれども、隅括弧の【返還猶予の内訳】を見ていただきますと、所在不明によりますものが、平成19年・20年度で4件、平成21年度で2件、平成22年度で2件と、合計8件ございます。具体的には2人の方の平

成19年度から22年度までの各4件分、合計8件でございます。所在不明者が平成23年9月末から平成24年3月末で11人から9人へと2人減少しておりますことに対応するものでございます。これは、5ページのほうの（注）にも記載しておりますけれども、所在不明のため奨学金制度見直し等の説明ができていなかったものが、その後所在が判明し、返還手続、この場合は免除決定をしていただきましたが、その時点では既に履行期限が経過した年度があったため、該当する年度分を猶予したということでございます。

次に、「特別な事情」によるもののうち、括弧で、（うち、今回の事後報告分）としているものがございます。平成19・20年度で2件、平成21年度で1件、平成22年度で1件と、合計で4件ございます。これは具体的にはお1人の方に関するものでございますけれども、期限までに申請手続できなかったことについて、やむを得ない理由がある場合に、特別な事情があるとして監理委員会での事前審査を経て返還の猶予を認めるものでございまして、既に承認したものと同様の経過がある場合には、措置後に報告することを了解していただいたものでございます。これは、前回既に御報告しているものと同様の事例でございましたので、事後報告分とさせていただきます。これにつきましては、別紙にて資料を添付しております。

次に5ページの「2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況」でございます。これは、平成22年度までに決定した各返還年度別の免除決定の状況を示したものでございます。

奨学返還事務の取組状況に関する事務局からの報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○安保委員長

ありがとうございます。

事務局から要領よく説明していただきましたが、この点に関して何か御質問はございませんでしょうか。

特にございませんでしょうか。

それでは、返還事務は3年を経過しましたが、事務局のほうから、今までのことを振り返って、特徴的なこととか、年によって変わってきたこととか、特に説明いただくべきところはございませんでしょうか。

○事務局

3年間の各年度で多分かなり違っているものだと思いますけれども、初年度につきましては1,400名弱の方を対象といたしまして、実際、各地に赴きましてそれぞれの方にお会いして、おわびし、経過の御説明をしたうえで、何回かお会いをするという経過を踏まえながら手続等に応じていただき、体制的にもかなり多い職員数の中で対応いたしました。免除制度というのは、御承知のように、免除を一旦いたしますと5年間免除をできるという形になってございますので、その後は、免除中であつたり、又は猶予中であつたりという形になってまいりますので、対象者数は減ってきているということでございます。

そういう5年免除という中で、先ほど申し上げたように、現在、53人の方が滞納となっており、実質的な手続をしていただいていない方が35人ほどおられる。確かに拒否をしているというふうに見なさざるを得ない方もいらっしゃいますけれども、なお、接点を持ちながら対応している方もおられる。かなり時間をかけてやっておりますが、ただ、絶対対応しないというわけでもないのです、なかなか難しいところがあります、やはり今後も引き続き丁寧に粘り強く対応していかないとはいけないと考えております。

一方では、先ほど5年間免除というように申し上げましたが、21年度に制度を見直し、この免除手続をしていただいた方については、25年度で免除の期間が終わるわけでございますので、また、26年度には新たな手続をしていただかないといけない。先ほども言ったように、免除中の方が非常にたくさんいらっしゃいますので、同じように当たっていかないとはいけない。その場合に、家庭の状況もいろいろ変わって

いるということもあろうかと思っておりますので、その際にも、やはり引き続き丁寧な対応を心がけていきたいと考えております。

○安保委員長

ありがとうございます。

特に御質問がなければ、二つ目の報告案件に移らせていただけてよろしいでしょうか。

それでは、二つ目の報告案件である「奨学金等の返還請求訴訟の状況」について事務局から報告をお願いします。

○事務局

それでは、「地域改善対策奨学金等の返還請求訴訟」につきまして、前回の第6回監理委員会で御審議をいただいたところでございますけれども、その後、京都地方裁判所に訴訟を提起しておりますので、これまでの経過などを御報告いたします。

資料2を御覧ください。裁判手続の実施状況でございます。

まず、「(1) 裁判手続着手に至る経過」でございます。「ア 法的措置通知書の送付」にありますように、返還手続に応じていただけない場合は、法的措置、民事訴訟を行う旨の法的措置通知書を相手方に対して、平成23年12月1日付けで配達証明によって郵送をしております。しかしながら、何ら連絡はなく手続に応じていただけませんでしたので、「イ 京都市会への付議」にありますように、訴訟物の価額が50万円を超える訴訟を提起するには市会での議決が必要でありますので、2月24日に訴えの提起の議案を京都市会に提出をし、御審議のうえ、3月27日に全会一致で可決をいただいたところでございます。

そのうえで、「(2) 裁判手続着手の相手方と実施内容」でございますが、表にございますように、平成24年4月16日に京都地方裁判所に2件の民事訴訟を提起しております。1件につきましては借受者と連帯保証人を相手方としまして、もう1件につきましては、連帯保証人からの申出を認め連帯保証人のみを相手方としたもの

でございます。

さらに、以上の手続につきましては、旧同和地区住民を対象とした訴えとなることから、相手方の氏名、住所を公開した場合、深刻な人権侵害が生じる可能性も考えられるため、「(3) 裁判手続の実施における人権上の配慮」にありますように、関係機関に対しまして人権上の配慮を依頼しております。これは、前回第6回監理委員会におきまして、プライバシーに配慮を要する裁判となるので、裁判所に対して配慮を求めているかどうかの御意見をいただいたことを踏まえて対応したものでございます。

まず、「ア 京都市会における審議等」におきましては、審議の場で相手方の住所・氏名を発言しないこと、審議後作成される会議録に住所・氏名を記載しないこと、さらに傍聴者用・公開用の資料では住所・氏名をマスキングし、省略すること、を依頼いたしまして、承認を得、そのとおりに取り扱われております。

次に、2ページを御覧ください。「イ 京都地方裁判所における審理」におきましては、訴状提出の際に訴訟記録の閲覧請求があった場合には、相手方の住所・氏名を閲覧制限するとともに、法廷外に被告の氏名を掲示せず、審理の場で被告の氏名を呼ばないよう上申書を提出しております。

なお、正式な決定通知等は当方に到達してはおりませんが、本日、代理人に対しまして、当該上申を認める旨の連絡があったところでございます。

次に、「2 今後の審理日程」でございますが、現在のところ、口頭弁論期日の通知は当方には到着しておらず、未定となっております。

引き続き3ページを御覧ください。これは、参考資料として返還請求訴訟に関する資料を掲げているものでございます。

まず、「(参考1) 特別催告の実施」でございます。これは、督促後約1年をかけて4回以上の催告を行っても返還手続に応じず、特に資力がないとは言えない場合で、滞納額が100万円以上となるときには裁判に着手いたしますが、滞納金額が100万円未満の場合は、4月及び9月に特別催告を行うとしたものでございます。この場

合、新たな返還年度の履行期限の到来により滞納額が裁判着手基準に該当したときに、順次裁判に着手していくということになるものでございます。

表にありますように、4月1日付けで対象借受者44人に対し、所在不明及び相談中を除き、17人の借受者と14人の保証人に対して特別催告を行っております。したがって、特別催告の実施比率は、所在不明を除く35人に対しまして17人となりますので、48.6%となっております。

特別催告実施後の返還手続の状況につきましては、表の右側のところでございますが、4月末日現在で3人となっております。いずれも特別な事情による猶予を決定しております。したがって、相談、特別催告による効果といたしましては、所在不明を除いた35人に対して4月末で3人と、約8.6%の進捗が図られたこととなります。

その詳細を見ますと、手続に応じていただいた方は相談中の方だけであり、特別催告をした方のうちで手続に応じていただけた方は現在のところございません。このことは、特別催告を実施した対象者は拒否者が大半を占めておりまして、返還に応じていただくのが大変困難になっていると考えております。

一方、1年以上かけて相談を継続しているものでは、少しずつではございますけれども、相談を継続することで返還手続につながっていることを示していると考えております。

次に、「(参考2)50万円以上の高額滞納者の今後の見込みについて」でございます。平成26年度までの高額滞納者の見込みでございますが、滞納額が50万円以上となる者が合計で19人、同じく100万円以上となる者が9人となっております。

前回の報告と比べますと、対象人数の合計には増減はございませんが、年度別の内訳等に変更がございます。滞納額50万円以上の新規発生見込みについて、25年度が2人から0人に、26年度が4人から6人と変わっております。また、26年度で括弧内に表記しております、「裁判で争う意志が明確な者」が従前おりませんでし

たが、2人に増加しております。

これは、年度別発生件数では、免除決定したもの、または一部を返還したものがあつたことなどから、返還年度が異なってきたということでございます。また、裁判で争う意思が明確なものにつきましては、再確認したところ、計上漏れがあつたため補正したものでございます。ただし、平成22年度返還分までの滞納がある方のうち、裁判で争う意思が明確な方は前回の報告からは変化はなく、合計で11人となっております。一部で正確な報告ができておらず、大変申し訳ございませんでした。

また、今年度、平成24年度の見込みにつきましては、現在のまま返還手続に応じただけでない場合、平成23年度返還分の履行期限が経過する平成24年10月1日には、新たに滞納額が50万円以上となる者が3人、同じく100万円以上となる者が3人と見込んでおります。さらに、100万円以上となる裁判手続着手対象者のうち、1人は現在のところ裁判で争う意思が明確ですが、残りの2人の方につきましては、現在のところそれらの意思を明確にされているというわけではございません。

なお、4ページに表がついてございますが、(参考3)として「今後の奨学金返還に係るスケジュール」を掲げてございます。これは、平成25年4月までの、主に今年度における督促、催告、特別催告の実施予定を示したものでございます。

返還請求訴訟の状況に関する事務局からの報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○安保委員長

ありがとうございました。

ただいまの報告について何か御質問はございませんでしょうか。

まだ期日が入っていないということは、まだ訴状は送達されていないということですね。

○事務局

訴状は届いてはおるようなんですが、ただ、期日の通知がされていないと聞いてお

ります。かなり時間が掛かっておるのですけども、本日、とりあえず上申書については申出の内容を認めるということの連絡はありましたが、口頭弁論期日についての通知がまだないということです。

○安保委員長

そうすると、これから期日が入って、それから期日の通知が行って、それから1箇月半ぐらい先ですよ。すると、夏以降ですね。これからだと、裁判所も夏季休暇にかかりますので、9月とか。

○事務局

そうですね。

○山下委員

2名被告がいらっしゃいますが、両方同じ部に係属しているのでしょうか。それとも別々でしょうか。

○事務局

審理については同じような形でしていただきたいということで、お願いはしております。

○山下委員

それは同じ部ということになりますか。

○事務局

決まってはおりませんが、そのような形でお願いはしているということです。ただし、まだ期日も決まっていなわけですから、正確なところははっきりわかりません。やはり内容が性格的に同じものでございますので、同じような形で審理をしていただきたく、お願いしているという状況です。

○山下委員

そうしますと、併合されるということになりますか。

○安保委員長

同じ部で係属して、いわゆる期日を同じにするとかいう形か、同じ一つの訴訟でやられるとかいうことについては、特にこちらから併合して欲しいとかは言っていないんですかね。

○事務局

私どもの都合から言えば一緒ですけれども、それぞれの方の主張がどのようなものかということがあります。その辺を御判断いただかないといけない話になると思っておりますので、特に併合という形ではなく、同じような形での進行をしていただきたいをお願いをしているということです。

○安保委員長

西田委員、何か御質問はございませんでしょうか。

○西田委員

いや、別にございません。

○安保委員長

裁判については進行を待つということで。

○事務局

今回は、前回の委員会で御了解いただいた内容について、法的措置通知書を送り、市会に付議をして実際に着手をするに至っているということと、それに併せて、今後の見込みがどうかということの報告をいたしました。今後の進捗状況につきましては、また次回に御報告させていただくことになろうかと思えます。

○安保委員長

氏名の掲示等について上申を出されて、それで時間が掛かったようですが、京都市のほうからすれば、配慮をしていただくような手段があるので、やはりできるだけ手を尽くしていただきたいと思えます。裁判所がどう判断されるかは裁判所の御判断だと思いますが、今後も多少裁判の期日が入るまで時間が掛かったとしても、こういう形で上申等の手続はしていただいた方がいいかなと思うのですが。

山下委員，いかがですか。

○山下委員

そのとおりだと思います。

○安保委員長

引き続き，そういう御配慮でお願いします。

○事務局

今，御意見いただきましたけれども，この奨学金の関係の返還事務というのは，単に債権管理ということではなく，やはりこれまでの経過がございますし，また一方では，先ほどもお話をいたしましたように，旧同和地域の方を対象とした施策になっていたという関係がございますので，その辺りを十分に配慮し，慎重に対応をさせていただきたいと考えております。

○安保委員長

それでは，ほかに御質問がないようですので，最後の報告案件の「奨学金等の返還免除に係る住民訴訟の状況」について事務局から報告をお願いします。

○事務局

それでは，「地域改善対策奨学金等の返還免除に係る住民訴訟」について，これまでの委員会では資料の提出によりまして報告に代えておったわけですが，平成24年3月9日に本市勝訴の判決が確定をいたしましたので，主な内容を御報告いたします。

資料3を御覧ください。「1 訴えの主な内容」でございます。平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権につきましては，「返還の債務の取扱いに関する条例」第3条第1項の規定に基づきまして，履行期限が到来したのから順次免除することとしております。

これに対しまして，一律免除は不合理な差別であり違憲・違法であるとして，免除決定した平成19年度分返還分2億500万円余りとそれに係る遅延損害金を市長に

請求するよう、平成22年4月27日に住民訴訟が起こされていたものでございます。

次に、「2 大阪高裁判決の概要」でございます。原告の訴えに対しましては、京都地方裁判所において、平成23年7月19日に原告の請求を棄却する判決が言い渡されましたが、平成23年8月1日に原告が大阪高等裁判所に控訴したものでございます。大阪高等裁判所では、「(1) 判決主文」にありますように、控訴人の控訴を棄却する判決が平成24年2月23日に言い渡され、その後、上告期限内に上告されなかったため、3月9日に当該判決が確定したものでございます。

「(2) 判決理由(要旨)」でございます。免除の根拠とされた条例第3条第1項の規定については重大かつ明白な違法性が認められないので、免除は違法とは言えないというものでございます。さらに、所得の如何を問わず一律に奨学金債務を免除する点に違和感があるのは事実であるとしながらも、当該規定は「奨学金制度を適正化する過程において定めることが不可避である経過措置に位置付けられ」、「借受者に生ずる不測の不利益を防止するという立法理由」は「合理性を肯定できるものである。」と示されております。

これは、本市の主張が受け入れられたものであり、条例制定の経過及び趣旨を十分に認識いただき、適切な判断を下されたものであると考えております。

なお、詳細につきましては、(資料4)として確定判決となった控訴審判決を添付してございます。

奨学金等の返還免除に係る住民訴訟についての事務局からの報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○安保委員長

ありがとうございました。

地裁判決については前回委員会の際に御報告いただきましたが、今回は、高裁の判決が確定したということで御報告をいただきました。

この件について何か御質問はございませんでしょうか。

田多委員，いかがでしょうか。裁判の話が続きますけど。

○田多委員

質問はありません。

○安保委員長

西田委員はいかがでしょうか。

○西田委員

同じです。控訴審で高裁の判決でこのように出たということで，それは裁判のとおりなので，当委員会ですべてについて特別のコメントがあるわけではなく，そのとおりに受けとめるものだと思っております。

○安保委員長

その後の免除分というか，それに関して監査請求とかそういう裁判になるようなことはあるのでしょうか。

○事務局

条例第3条第1項に基づく返還免除については，履行期限が到来したごとに免除決定しているわけですので，住民監査請求等というのはそのたびに実施することが可能ではございますけども，当該住民訴訟提起後，現在のところは新たな住民監査請求はされていないということでもあります。

今回の例では，上告もされずに判決が確定しておりますので，ほかに何か新しい主張がある方であるとか，そういう方でない限りは，新たに住民監査請求がされるというのは考えにくいのではないのかなと考えております。

○安保委員長

ありがとうございます。ほかに御質問はございませんでしょうか。

そうしましたら，報告案件は以上のおりとなります。報告案件以外で委員の皆様から何かございましたら。

田多委員，どうぞ。

○田多委員

特別催告された後に返還手続などされる方もいらっしゃるようですので、やはり継続して相談しやすい雰囲気をお願いしたいと思っております。

○安保委員長

その点、京都市の方で丁寧に対応していただいていると思いますけども、引き続きよろしく申し上げます。ほかになればよろしいでしょうか。そうしましたら、事務局からいかがでしょうか。何かお話はございますでしょうか。

○事務局

どうもありがとうございました。

本日の議事録については、事務局で案を作成し、委員長に御確認いただいたうえで公表させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次回以降の委員会の日程でございますが、今年度も裁判手続着手対象者の方が現時点で3名おられますので、裁判に着手せざるを得ない場合は、本年11月中頃に委員の皆様のお意見をお聞きしたいと考えております。

その際には、平成24年度の取組状況、裁判手続の実施状況についても、併せて御報告をしたいと思っております。

また、個別の案件が出てきましたら、随時、委員の皆様と日程調整をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○安保委員長

ありがとうございました。

今日は報告案件のみでしたが、この委員会に報告いただいて、この委員会でその報告を確認するというのも委員会の仕事の一つですので、今日、この報告内容を聞かせていただいて、再度、京都市のほうには取組をお願いするということで、本日は終わりたいと思います。本日はありがとうございました。